



対象と思われる世帯には7月7日(月)から順次、申請書を郵送予定です。

**申請は郵送で、受け取りは口座振込が原則です。**

※公務員の方へ  
 子育て世帯臨時特例給付金対象者で、基準日に公務員の方(児童手当を職場で受給している方)には、職場から「申請書」と「児童手当等受給証明書」が配布されますので、基準日に日野市にお住まいの方は下記送付先に郵送または窓口で申請してください  
 (申請書送付先)  
 〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市子育て課 子育て給付金担当

区分	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
申請受付期間	平成26年7月7日(月)～12月15日(月) (予定)	
申請方法	返信用封筒による郵送または窓口にご持参ください	
受給方法	原則、口座振込 ※金融機関に口座をお持ちでないなど真に振り込みによる受給が困難な場合は窓口給付を選択できます	原則、口座振込
電話での相談	臨時福祉給付金コールセンター ☎514-8285 8:30～17:15 (月曜～金曜日※祝日を除く)	子育て世帯臨時特例給付金コールセンター ☎514-9670 8:30～17:15 (月曜～金曜日※祝日を除く)
窓口での相談	市役所2階201会議室 臨時福祉給付金特設相談窓口 8:30～17:15 (月曜～金曜日※祝日を除く) ※その場で給付は行いません	市役所2階 子育て課 8:30～17:15 (月曜～金曜日※祝日を除く) ※その場で給付は行いません

## 対象者判定チャート

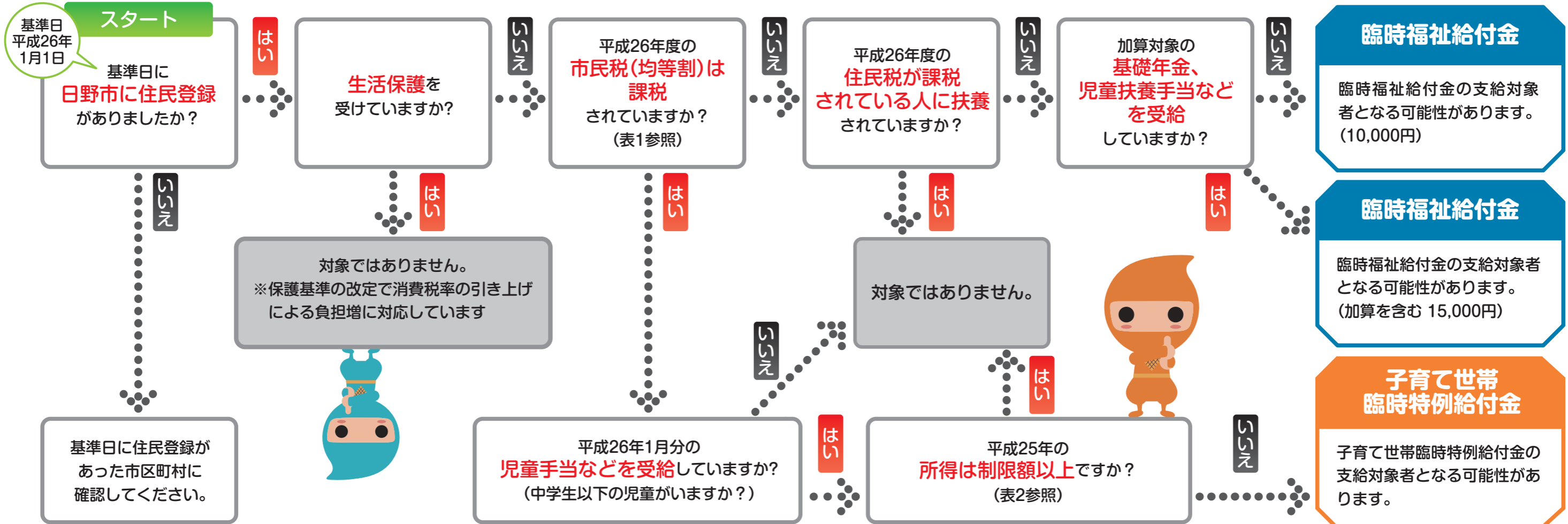


表1 住民税が課税されない所得水準の目安 (非課税限度額)

給与所得者		公的年金など受給者		事業主など		
区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (公的年金収入ベース)	区分	非課税限度額 (合計所得額)	
単身	100万円	単身	65歳以上	155万円	単身	35万円
夫婦	156万円		65歳未満	105万円	夫婦	91万円
夫婦と子1人	205.7万円	夫婦	65歳以上	211万円	夫婦と子1人	126万円
夫婦と子2人	255.7万円		65歳未満	171.3万円	夫婦と子2人	161万円

表2 児童手当 所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限限度額*
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算

※所得額から引くことができる控除(医療費控除など)があります

### 申請後の流れ

提出された申請書を審査した後、支給(不支給)決定通知をお送りします。申請書の不備などがなく審査が順調に進んだ場合、給付金の口座振込はおおむね3～4週間後になります。